

平成 29 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議

幼保連携型認定こども園部会

日時：平成 30 年 3 月 22 日（木）13：30～15：00

場所：盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 A

○日向少子化・子育て支援担当課長

只今から、「平成 29 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会」を開会いたします。子ども子育て支援課少子化・子育て支援担当課長の日向と申します。

本日の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本日ご出席いただいている委員の皆様は、委員総数 5 名中 4 名であり、過半数に達しておりますので、岩手県子ども・子育て会議条例第 5 条第 4 項において準用する第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は、公開となっておりますので、ご了承願います。

開会にあたり、子ども子育て支援課 後藤総括課長からご挨拶申し上げます。

○後藤子ども子育て支援課総括課長

本日は足元の悪い中、また、年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから認定こども園、保育所及び幼稚園等の運営にご尽力いただいているとともに、本県の児童福祉行政、そして教育行政の推進にご協力を賜っていることに対し、改めて感謝申し上げます。本日の審議案件は 9 件でございますが、全て保育所又は幼稚園として運営している施設から幼保連携型認定こども園に移行しようとする施設でございます。

当部会は、認定こども園法の規定に基づきまして、幼保連携型認定こども園の設置の認可にあたり、委員の皆様からのご意見をお聞かせいただくものでございますので、委員の皆様方からは忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶いたします。

○日向少子化・子育て支援担当課長

後藤総括課長は、別用務のため、大変申し訳ありませんが、ここで退席いたします。

本日の出席者のご紹介については、お手元に配布しております、出席者名簿をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、「3 会長、副会長の選出」についてお諮りします。

幼保連携型認定こども部会の委員につきましては、2 月 13 日に開催されました「平成 29 年度第 1 回岩手県子ども子育て会議」におきまして、遠山会長よりご指名をいただいたところですが、部会の会長及び副会長は、条例の規定を準用し、委員の互選によることとされているところではありますが、皆様から推薦はございますでしょうか。

(事務局一任の声)

事務局としては、会長は、引き続き 盛岡大学短期大学部 大塚教授に、副会長も、岩手県 P T A 連合会 五十嵐会長に就任をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。御異議がないようですので、会長を大塚委員に、副会長を五十嵐委員にお願いすることといたします。どうぞよろしくお願ひいたします。大塚委員、会長席にご移動をお願いします。

(座席の移動)

それでは、大塚会長に就任にあたり一言ご挨拶をお願いします。

○大塚委員

引き続き、幼保連携型認定こども園部会の会長を引き受けることとなりました。よろしくお願ひします。皆様のご協力をいただきながら、務めて参りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○日向少子化・子育て支援担当課長

次に、「4 議題」に入ります。岩手県子ども・子育て会議条例の規定により、会長が議長を務めることとされておりますので、以降の進行を大塚会長にお願ひいたします。

今回は、設置の認可が9件でございます。それでは、よろしくお願ひいたします。

○大塚委員

それでは、次第に従いまして議題に入ります。お手元に配布しております「資料1」のとおり、岩手県知事から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可について、当部会の意見を求められております。議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

○高木主査

資料2により、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要を説明します。

幼保連携型認定こども園の定義については、1の(1)に記載のとおり、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設」とされております。

幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限られており、また、認可等の主体は、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長とされておりますので、本県の場合は、盛岡市内に所在する施設については盛岡市において認可を行い、盛岡市以外の32市町村に所在する施設は県で認可を行います。

なお、公立施設については、届出を行うことにより設置できますので、本部会でご審議いただく施設は、学校法人立及び社会福祉法人立の施設となります。

次に、審議会の意見聴取についてであります。都道府県知事は、アからウまでの認可等をしようとするときは、あらかじめ法第25条に規定する審議会の意見を聴かなければならないこととされております。本県においては、この部会を審議会として位置づけております。

意見聴取の対象は、「設置の認可・廃止等の認可」、「事業停止命令・閉鎖命令」及び「認可の取消し」となりますが、本日は、「設置の認可」について、ご意見をお伺いするものでございます。

次に、幼保連携型認定こども園の設置基準については、県において、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例により、その設置基準を定めているものでございます。なお、この条例は、国が定める基準に従い、又はそれを参酌して定めているものであり、国が定める基準と同様の基準を県の基準としているものでございます。

次に、認可の適否についてであります。法令上の取扱いとしては、条例で定める基準に適合し、かつ犯罪歴等の欠格事由に該当しないと認められる場合は、認可を行うとされておりますが、特定教育・保育施設の利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員総数に既に達している場合、確保対策が量の見込を上回っている場合等は認可をしないことができるのですが、本県では、県子ども・子育て支援事業支援計画におきまして、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則、認可を行うこととしているものでございます。

次に、2ページ、県内の幼保連携型認定こども園の設置状況についてであります。現時点で、公立施設が8施設、私立施設が41施設の合計49施設となっております。3ページは、本日の意見聴取の対象となる9施設を記載しておりますが、詳細は、これから説明いたしますが、この9件のうち、8件が保育所、1件が幼稚園から、それぞれ幼保連携型認定こども園へ移行し、平成30年4月1日の開設を予定しているものでございます。以上が、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要でございます。

引き続き、4ページ「幼保連携型認定こども園 やさわこども園」についてご説明いたします。所在地は花巻市、設置者は、現在は「社会福祉法人矢沢保育園」です。平成30年4月の移行に合わせ、「社会福祉法人やさわ」に名称を変更する予定です。この施設は、現在、保育所として運営しておりますが、幼保連携型認定こども園への移行にあわせて、定員70人に増やす予定でございます。園舎の床面積は753.59㎡、園庭の面積は501.39㎡でございます。給食については、全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に5ページ、設置基準への対応状況についてであります。学級編制は、右側に基準を記載しているとおり、幼保連携型認定こども園では、満3歳以上の園児について、1学級35人以下で学級を編制することとされており、各学級に学級担任を1人以上置くこととされております。申請内容は、3歳以上児について、13人編制の学級を3学級、学級担任を1学級各1人、計3人配置することとしており、基準を充足しております。

次に、職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は、右側に基準を記載しておりますが、保育教諭にかかる幼保連携型認定こども園の配置基準は、満4歳以上児30人につき1人以上、満3歳児20人につき1人以上、満1歳児及び満2歳児6人につき1人以上、0歳児3人につき1人以上とされており、満3歳以上児の教育・保育に直接従事する職員の数が学級の数を下回るときは、当該学級の数に相当する数を当該職員の数とすることとされて

おります。その基準で算定しますと、3歳児で1人、4・5歳児で2人となりまして、必要な保育教諭数は9人以上となりますが、保育教諭を13人配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございますし、また、調理員3人に加え、栄養士1人を配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、設備等についてであります。まず、園舎は平屋建てで、園舎の面積は、右側の基準欄に記載のとおり、学級数による算定面積と、3歳未満の園児数による算定面積を合計した面積以上とされており、計算すると494.91㎡以上となりますが605.94㎡とされ、また、園庭の面積は、右側の基準欄に記載のとおり、学級数による算定面積と3歳以上の園児数による算定面積を比較していずれか大きい面積に、2歳の園児数による算定面積を加えた面積以上が必要となり、計算すると設置基準は439.60㎡以上となりますが1,193.5㎡とされております。保育室等の面積は、右側の基準欄に記載のとおり、乳児室は満2歳未満の園児のうち、ほふくしないもの1人につき1.65㎡、ほふく室は満2歳未満の園児のうち、ほふくするもの1人につき3.3㎡、保育室は満2歳以上の園児1人につき1.98㎡とされておりますが、いずれの部屋の面積も設置基準以上の面積を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、運営については、教育週数の基準である年間39週以上確保され、また、子育て支援事業として、必須とされる教育保育相談事業も実施することとされております。また、欠格事由についても、申請者及び申請者の役員について、欠格事由に該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。よろしく御審議をお願いします。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○藤本委員

園庭について、屋上や離れた土地を園庭として活用することと認定を受けたこども園が、それを活用できる5年の経過措置期間を過ぎた場合には、認定こども園の取消となるのでしょうか。

○高木主査

経過措置期間以降の対応について、国からまだ示されておりませんが、いきなり取消という形にはならないように進むのではないかと考えております。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料6 ページ「認定こども園 侍浜保育園」についてであります。所在地は久慈市、設置者は、社会福祉法人侍浜福祉会でございます。この施設は、現在、保育所であり、幼保連携型認定こども園への移行後も同じ定員 60 人で運営する予定でございます。中段にまいりまして、園舎の床面積は 708.43 m²、園庭の面積は 1,074.91 m²でございます。給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に7 ページ、設置基準への対応状況についてであります。学級編制は、3 歳以上児について、13 人編制の学級を 2 学級、10 人学級を 1 学級、担任を 3 人配置するので基準を充足しておりし、職員配置については、保育教諭を 11 人配置し、また、調理員 3 人に加え、栄養士 1 人を配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、設備等については、園舎は平屋建てで、園舎面積は 708.43 m²、また、園庭の面積は 1,074.91 m²とされ、また、乳児室、ほふく室、保育室、いずれの部屋の面積も設置基準以上の面積を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。運営は、教育週数が年間 39 週、子育て支援事業については、子育て相談を実施するとされておりますし、また、欠格事由も、申請者及び申請者の役員について該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○八島委員

3 歳児学級の定員が 10 人であるが、2 歳児の定員 13 人がそのまま 3 歳児も希望した場合、定員を超えることとなるが、その場合はどのような対応となるのでしょうか。

○高木主査

定員の弾力運用により受入れることも可能ですし、また、久慈市の方で受入調整が行われる方法もございます。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料 8 ページ「認定こども園 花泉保育園」についてであります。所在地は一関市、設置者は「社会福祉法人花泉福祉会」でございます。この施設は、現在、定員 90 人の保育所として運営されており、幼保連携型認定こども園への移行後は、96 人に増員して運営する予定でございます。中段にまいりまして、園舎の床面積は 956.27 m²、園庭の面積は 2,000.00 m²でございます。給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に 9 ページ、設置基準への対応状況についてであります。学級編制は、3 歳以上児について、18 人編制の学級を 3 学級、担任を 3 歳児クラスに 2 人、4・5 歳児クラスに各 1 人、計 4 人配置することとしており、基準を充足しております。職員配置については、保育教諭は、22 人を配置することとしており、また、調理員 3 人に加え、栄養士 2 人を配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、設備等については、園舎は平屋建てで、園舎の面積は 956.27 m²、園庭の面積は 2,000 m²とされ、また、乳児室、ほふく室、保育室、いずれの部屋の面積も設置基準以上の面積を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。運営については、教育週数が年間 39 週、子育て相談も実施するとされておりますし、また、欠格事由にも非該当ですので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はありませんでしょうか。

○藤本委員

調理員は必置とのことですが、1 人でもいいのでしょうか。また、給食を外部搬入している認定こども園はあるのでしょうか。

○高木主査

自園調理の場合、調理員が 1 人でもいけば基準を充足することとなります。また、外部搬入については、3 歳以上児のみが利用する幼稚園型認定こども園で、事例がございます。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はありませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料 10 ページ「幼保連携型認定こども園 ドレミこども園」についてであります。所在地は奥州市、設置者は「社会福祉法人和光福祉会」でございます。この施設は、現在、定員 100 人の保育所として運営されており、幼保連携型認定こども園への移行後は、108 人に増員して運営する予定でございます。中段にまいりまして、園舎の床面積は 870.17 ㎡、園庭の面積は 1,156.7 ㎡でございます。給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に 11 ページ、設置基準への対応状況についてであります。学級編制は、3 歳以上児について、19 人編制の学級を 3 学級、担任を 3 人配置することとしており、基準を充足しております。職員配置は、保育教諭を 19 人配置することとしておりますし、調理員 4 人を配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、設備等についてであります。園舎は平屋建てで、園舎の面積は 870.17 ㎡、また、園庭の面積は 1,156.7 ㎡とされており、さらに、乳児室、ほふく室、保育室、いずれの部屋の面積も設置基準以上の面積を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。運営については、教育週数が年間 39 週、子育て相談も実施するとされておりまして、また、欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はありませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料 12 ページ「幼保連携型認定こども園 ちゃいんど・スクール」について、所在地は二戸市、設置者は「社会福祉法人くりの木会」でございます。現在、保育所として、本園と分園を設置し、定員 155 人で運営されており、幼保連携型認定こども園への移行後は、170 人に増員して運営する予定でございます。幼保連携型認定こども園の分園につきましては、国の通知に基づき、都市部等での待機児童の解消や過疎地域等における入園児の減少に対応する必要があるなどの場合に、小さい独立した園を設置するよりも、本体施設の下で一体的に運営した方が、効果的、効率的に教育・保育を提供することが可能な場合に設置することができまして、今回、分園を設置する旨申請があったところでございます。本園では、2 歳児以上の子どもを、分園では、0 歳児と 1 歳児の子どもをそれぞれ受け入れることとしており、登園から降園まで同じ施設で過ごすこととなります。また、本園から分園までは 400 メートルほどの距離に位置しておりまして、現在もこの形態で保育所を運営しており、移行後も、

特段の支障はないものと考えられます。園舎の面積は本園が 642.55 m²、分園が 441.01 m²、また、園庭の面積は本園が 1,000 m²、分園は 800 m²となっております。給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、子育て相談等を実施するものでございます。

次に 13 ページ、設置基準への対応状況についてであります。まず、学級編制は、3 歳児を 15 人ずつにわけて 2 学級、4・5 歳児は、30 人編制で 2 学級、学級担任を 4 人配置しておりますので、基準を充足しているものでございます。職員配置は、保育教諭 12 人を配置することとしておりますし、調理員 2 人に加え、栄養士 2 人を配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、設備等についてであります。園舎は平屋建てで、園舎の面積は 642.55 m²、また、園庭の面積は 1,000 m²であり、さらに、乳児室、ほふく室、保育室、いずれの部屋の面積も設置基準以上の面積を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。運営は、教育週数が年間 39 週、子育て相談も実施するとされておりますし、また、欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しております。

続いて 14 ページ、分園の設置基準への対応状況についてであります。学級編制や担任の配置については、分園では、0 歳児と 1 歳児との保育のみを行うこととしており、教育課程に基づく教育を行わないため、対象外となります。次に、職員配置は、保育教諭を 13 人配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

設備等については、園舎は 2 階建てで、その面積は 441.01 m²、また、園庭の面積は、本園で基準を充足しておりますが、分園でも 800 m²とされておりますので、基準を充足しているものです。乳児室とほふく室の面積ではありますが、いずれの設備におきましても、設置基準以上の面積を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。

本園と分園の距離であります。この基準は、右側の基準欄に記載しておりますが、「通常の交通手段により、30 分以内の距離を目安」とされており、先ほど説明申し上げたとおり、約 400m、車で約 2 分の距離ですので、基準を充足しているものでございます。

以上、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしくご審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料 15 ページ「幼保連携型認定こども園 やはばこども園」についてご説明いたします。所在地は矢巾町、設置者は「社会福祉法人矢巾親和会」でございます。現在、定員 60 人保育所として運営され、幼保連携型認定こども園への移行後は、80 人に増員して運営する予定で

ございます。園舎の床面積は 667.37 m²、園庭の面積は 1,221.49 m²であり、また、給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に 16 ページ、設置基準への対応状況についてであります。学級編制は、3 歳児と 5 歳児は、13 人編制の学級を 2 学級、4 歳児は、14 人編成を 1 学級、計 3 学級設置し、担任を 3 人配置することとしており、基準を充足しております。職員配置は、保育教諭を 18 人配置することとしておりますし、調理員 2 人のほか、栄養士を 1 人配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、設備等についてであります。園舎は平屋建てで、園舎の面積は 667.37 m²、園庭の面積は 1,221.49 m²とされており、さらに、乳児室、ほふく室、保育室、いずれの部屋の面積も設置基準以上の面積を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。運営は、教育週数が年間 39 週、子育て相談も実施するとされておりますし、また、欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○藤本委員

子ども・子育て支援新制度は、全ての子どもを対象とした制度であることから、その制度の本旨を踏まえれば、在籍園児以外の一時預かりの受入れも必要であると考えます。このことを各施設に周知していただきたい。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料 17 ページ「幼保連携型認定こども園 つつみこども園」についてであります。所在地は大槌町、設置者は「社会福祉法人堤福社会」でございます。現在、定員 50 人の保育所として運営され、幼保連携型認定こども園への移行後は、62 人に増員して運営する予定でございます。園舎の床面積は 773.97 m²、園庭の面積は 1,207.58 m²であり、また、給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に 18 ページ、設置基準への対応状況についてご説明します。学級編制は、3 歳児と 4 歳

児は、13人編製の学級を2学級、5歳児は、14人編成を1学級、計3学級設置し、担任を3人配置することとしており、基準を充足しております。職員配置は、保育教諭を12人配置することとしておりますし、調理員1人のほか、栄養士を1人配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、設備等についてであります。園舎は平屋建てで、園舎の面積は773.97㎡、また、園庭の面積は1,207.58㎡とされており、さらに、乳児室、ほふく室、保育室、いずれの部屋も設置基準以上の面積を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。運営は、教育週数が年間39週、子育て相談も実施するとされておりまして、また、欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。なお、今年度新園舎を整備しておりまして、完成後の写真等必要書類を確認のうえ、手続きを進めて参ります。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○藤本委員

全ての書類が整う前に、進めてもいいのでしょうか。

○高木主査

施設はすでに完成し、運用されていると伺っているので、あとは、写真等の必要書類のみが揃えば、確認ができるという状況でございます。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料19ページ「認定こども園 みどり幼稚園」についてであります。所在地は大槌町、設置者は「学校法人緑学園」でございます。この施設は、現在、幼稚園として運営されておりますが、幼保連携型認定こども園への移行後は、78人に増員して運営する予定でございます。園舎の床面積は965.31㎡、園庭の面積は663.72㎡であり、また、給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に20ページ、設置基準への対応状況についてであります。学級編制は、5人編成を3学級設置し、担任を3歳児に2人、4・5歳児は各1人、計4人配置することとしており、

基準を充足しております。職員配置については、保育教諭を7人配置することとしておりますし、調理員を3人配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。なお、幼稚園からの移行ということもあり、2歳未満の子どもの受入れが初めてとなること、また、保育士資格を有した職員の確保が難しいことなどの理由から定員を設定しており、今後、増員の検討にあたって、大槌町でも確認しながら進めていくとのことでした。

次に、設備等についてであります。園舎は平屋建てで、園舎の面積は965.31㎡、また、園庭の面積は663.72㎡とされており、乳児室、ほふく室、保育室、いずれの部屋も設置基準以上の面積を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。運営は、教育週数が年間39週、子育て相談も実施するとされており、また、欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○藤本委員

沿岸部での保育士の確保は大変だと思いますが、保育士と幼稚園教諭のいずれかしか資格がない者の経過措置については、どのように進んでいく見込みでしょうか。

○高木主査

先日、国から、幼保連携型認定こども園の保育教諭で、一方の資格しかない者の調査が行われたことから、今後、検討が進められるものと承知しております。

○大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。次の施設について、事務局から説明願います。

○高木主査

資料21ページ「なかのこども園」についてであります。所在地は洋野町、設置者は「社会福祉法人清翠会」でございます。現在、保育所として運営され、幼保連携型認定こども園への移行後は、町内の保育ニーズを考慮し、定員を50人に減員する予定となっております。園舎の床面積は674.72㎡、園庭の面積は1,046㎡であり、また、自園調理で給食を提供するものでございますし、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に20ページ、設置基準への対応状況についてであります。学級編制は、3歳児は12人編制の学級を1学級、4・5歳児は13人編成を各1学級、計3学級設置し、担任を3人配

置しますので基準を充足しております。職員配置は、保育教諭を7人配置し、また、調理員を2人配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、設備等についてであります。園舎は平屋建てで、園舎の面積は674.72㎡、また、園庭の面積は1,046㎡とされ、さらに、乳児室、ほふく室、保育室、いずれの部屋も設置基準以上の面積を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。運営は、教育週数が年間39週、子育て相談を実施するとされておりますし、また、欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく御審議願います。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。

以上、9件について審議しましたが、審議結果について、知事に答申したいと思えます。

事務局から、答申書の案の配布をお願いします。

(事務局から答申書(案)を各委員に配布)

お手元に配布した案のとおり、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、このとおり答申することといたします。

次に、その他ですが、皆様から何かございませんか。

各委員の皆様、進行にご協力をいただきありがとうございました。

○日向少子化・子育て支援担当課長

本日は、長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度第1回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会を終了いたします。ありがとうございました。